

綾瀬市国土強靱化地域計画別表（令和5年4月改訂）

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られること

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

住宅・建築物の耐震化の促進	都市計画課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none">○ 市内の住宅は、総戸数約30,800戸[*]に対して、約23%の約7,000戸が[*]昭和56年以前に建築されたものとなっており、耐震化の現状は、耐震性のあるものが約27,300戸[*]（耐震化率約89%[*]）と推計される。また、過去の統計から令和12年度には耐震性なし住宅は約1,700戸と推計されるため、耐震化率をおおむね解消とするためには、約1,700戸の耐震化促進が必要である。○ 多数の者が利用する特定建築物は173棟[*]あり、そのうち耐震性がないものは14棟[*]で、耐震化率は約92%[*]であるため、耐震化率をおおむね解消とするためには、14棟の耐震化促進が必要である。 <p>※：令和2年度時点</p>
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none">○ 住宅の耐震改修を促進するため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断や耐震改修等に係る費用の一部を補助する木造住宅耐震化補助事業を実施するとともに、耐震化に関する啓発活動や情報提供を行い、耐震化促進に努める。○ 多数の者が利用する特定建築物については、耐震化に関する啓発活動や情報提供を行い、耐震化促進に努める。

高齢者施設等における防災・減災 対策の推進	高齢介護課									
脆弱性評価結果	<p>○ 自力での避難が難しい方が多く利用する施設であるとともに、その一部は地震発生時に被災者の受入機能を果たすことから、高齢者施設等における防災・減災対策が必要である。</p>									
施策推進方針	<p>○ 国の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用し、大規模停電・断水時に入所者等の安全を確保するための非常用自家発電設備及び給水施設の整備、水害対策のための改修、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等に必要な経費を補助する。</p> <table border="1" data-bbox="347 869 1337 1032"> <thead> <tr> <th colspan="3">対象事業</th> </tr> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間(年度)</th> <th>全体事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>綾瀬市地域介護・福祉空間整備等補助金</td> <td>随時</td> <td>- 千円</td> </tr> </tbody> </table>	対象事業			事業名	事業期間(年度)	全体事業費	綾瀬市地域介護・福祉空間整備等補助金	随時	- 千円
対象事業										
事業名	事業期間(年度)	全体事業費								
綾瀬市地域介護・福祉空間整備等補助金	随時	- 千円								

公共施設等の耐震化	公共資産課
脆弱性評価結果	<p>○ 災害時に地域住民の避難所となる小中学校や自治会館等を含め、全ての公共施設（ハコモノ系）の耐震化は完了しているが、老朽化した施設やトイレの洋式化が完了していないものについては、国庫負担金・交付金を活用しながら計画的な整備を行う必要がある。</p>
施策推進方針	<p>○ 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取組みを進める。</p> <p>○ 公共施設のうち老朽化した施設やトイレの洋式化が完了していないものについては、国庫負担金・交付金を活用しながら計画的な整備を行う。</p> <p>【対象事業】</p>

街路・都市施設等の整備		公共資産課、みどり公園課、 道路整備課													
脆弱性評価結果	○ 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進するとともに、一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を推進する必要がある。														
	施策推進方針	○ 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進するとともに、一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を推進する。													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">対象事業</th> </tr> <tr> <th>事業名</th> <th>事業期間(年度)</th> <th>全体事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>深谷早川線</td> <td>R04～R05</td> <td>514,000 千円</td> </tr> <tr> <td>綾瀬市都市公園安全・安心対策事業</td> <td>R02～R06</td> <td>150,000 千円</td> </tr> </tbody> </table>				対象事業			事業名	事業期間(年度)	全体事業費	深谷早川線	R04～R05	514,000 千円	綾瀬市都市公園安全・安心対策事業	R02～R06	150,000 千円
対象事業															
事業名	事業期間(年度)	全体事業費													
深谷早川線	R04～R05	514,000 千円													
綾瀬市都市公園安全・安心対策事業	R02～R06	150,000 千円													

市営住宅の耐震化の推進		建築課	
脆弱性評価結果	○ 市営住宅については全棟の耐震化が完了しているが、老朽化に対する保全に努める必要がある。		
	施策推進方針	○ 市営住宅について、老朽化に対する保全に努める。	

緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化の促進	都市計画課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震により、緊急輸送道路等防災上重要な道路に接する建築物が倒壊した場合、広域的な避難や救急・消防活動に大きな支障をきたし、緊急物資の輸送や、復旧・復興活動を困難にさせることが懸念されるため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送道路等の沿道建築物について、綾瀬市耐震改修促進計画において、耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく耐震化努力義務を位置づけた路線に接する昭和56年5月31日以前に建築された建築物について、耐震診断費用の一部を補助する沿道建築物耐震診断補助事業を実施するとともに、耐震化に関する啓発活動や情報提供を行い、耐震化促進に努める。

避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進	危機管理課、障がい福祉課、高齢介護課、教育総務課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた福祉避難所の指定に向けた取組みを一層促進する必要がある。 ○ 避難所の機能強化のため、建物の耐震改修や非常用自家発電機、MCA無線などの非常用通信機器の整備等が行われているが、引き続き耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備を促進する必要がある。
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難にあたり一定の配慮を必要とする高齢者、障がい者等のための福祉避難所は指定済であるが、今後、状況の変化に合わせ、随時見直しを行っていく。 ○ 避難所の機能強化のため、引き続き、耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。

危険ブロック塀等の耐震化の促進		都市計画課
脆弱性評価結果	○ 老朽化・破損したブロック塀等は、災害時に倒壊する恐れがあるため、危険ブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。	
施策推進方針	○ 地震による災害を未然に防止するため、危険ブロック塀等の撤去や撤去後に安全な工作物等を設置するための費用の一部を補助する危険ブロック塀等耐震化補助事業を実施し、耐震化促進に努める。	

空き家対策の推進		都市計画課
脆弱性評価結果	○ 空き家については、所有者等が第一義的な責任を有しており、適切な管理に努めることが大前提であるが、様々な理由から本来自ら行うべき管理を十分に行うことができずに、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている空き家が存在しているため、空き家の発生抑制、適正管理及び流通の促進が必要である。	
施策推進方針	○ 空き家の所在地、現況、所有者等の情報をデータベースで管理し、適正管理が必要な空き家の所有者等に対して、適正管理の依頼や情報提供を行うとともに、各種専門家団体と連携して、空き家の発生抑制、適正管理及び流通の促進に努める。	

家具の転倒防止対策の推進		危機管理課
脆弱性評価結果	○ 近年発生した大規模地震では、家屋の倒壊によるもののほか、住宅におけるタンス等の家具の転倒により多くの死傷者が出ていることから、家具の転倒防止対策を推進する必要がある。	
施策推進方針	○ 大規模地震発生時に、家具転倒による人的被害を防止するため、市民に対する啓発活動の充実など、家具転倒防止対策を推進する。	

事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進		商業観光課、工業振興企業誘致課
脆弱性評価結果	○ 近年発生した大規模地震では、建屋の倒壊によるもののほか、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒により多くの死傷者が出ていることから、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する必要がある。	
施策推進方針	○ 大規模地震発生時に、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。	

1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

大規模地震時の電気火災対策の推進		危機管理課、都市計画課、予防課
脆弱性評価結果	○ 地震後の電気火災の予防及び火災時の被害軽減のため、防火対策の推進等を図る必要がある。	
施策推進方針	○ 地震後の電気火災の予防及び火災時の被害軽減のため、防火対策の推進等を図る。	

狭あい道路の拡幅整備		道路整備課
脆弱性評価結果	○ 市内には幅員 4 m に満たない道路（狭あい道路）があり、安全な住宅地の形成、災害時における避難、救助に支障をきたす恐れがある。	
施策推進方針	○ 狭あい道路の拡幅整備を推進する。	

初期消火力の向上	危機管理課、予防課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民、地域、事業所への防火防災に関する訓練指導を実施し、防災力の向上を図る必要がある。
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な初期消火器具等の設置及び維持管理を行うとともに、初期消火器具を活用した消防訓練及び防災訓練の実施など、地域における初期消火力の向上を進める。

1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

防災ハザードマップの作成		危機管理課	
脆弱性評価結果	○ 市民が災害時に防災ハザードマップを活用できるよう、日頃から防災ハザードマップの有効性等を啓蒙していく必要がある。		
	施策推進方針	○ 出前講座などの場を利用し、防災ハザードマップの活用を促進する。	
対象事業			
事業名		事業期間(年度)	全体事業費
綾瀬市防災ハザードマップ作成事業		R05	12,744 千円

タイムラインの作成・充実・改善		危機管理課	
脆弱性評価結果	○ 災害の危険度が高まった際、タイムリーな避難情報の発信等ができないと、逃げ遅れによる被害等が生じる恐れがある。		
	施策推進方針	○ 災害発生の事前予測がある程度可能な台風及び河川等について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図る。	

治水対策の推進		下水道課
脆弱性評価結果	○ 近年、局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の頻発により、道路冠水等の内水氾濫のリスクが増大している。	
施策推進方針	○ 近年の気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の急増に対処するため、雨水管きよの整備と合わせ、河川管理者、防災部局や市民との連携によるソフト対策や、道路・各戸等の雨水貯留浸透施設設置促進など、総合的な浸水対策に取り組む。	

迅速な避難活動に繋がる 河川・気象情報提供の強化		危機管理課
脆弱性評価結果	○ 洪水時に迅速に避難行動、水防活動等を行うために、河川の水位や気象情報等を市民及び防災関係者に発信する必要がある。	
施策推進方針	○ 予め災害リスク情報を把握できるよう浸水想定区域図等の作成・更新を、国・県に対して要望していくとともに、公表された浸水想定区域を市民に対して周知していく。 ○ 洪水時に迅速に避難行動、水防活動等を行うために、河川の水位や気象情報等を県から市町村に発信する「河川砂防情報システム」の機能強化等を県に要望していく。	

河川管理施設の維持管理		農業振興課、下水道課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水門・樋門等の河川管理施設について、計画的に補修・更新を行う必要がある。 ○ 河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むなど、河川が有する流下能力を常に発揮できるようにする必要がある。 	
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化した水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に補修・更新を行う。 ○ 河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするため、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むほか、経年劣化した護岸等の補強・補修を行う。 	

被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進		公共資産課、各施設管理者
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害発生危険性の高い地域（浸水想定区域）内に立地する公共施設については、災害発生時にその機能を維持できなくなる恐れがあることから、対策を講じる必要がある。 	
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップを確認し、嵩上げ等の改修による機能維持や施設建替え時の移転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。 	

1-4) 大規模な火山噴火・風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

火山灰対策	危機管理課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府 富士山火山防災協議会の「富士山火山防災マップ」によれば、富士山の噴火により降灰深10センチ以上の想定が示されており、道路障害等の可能性がある。
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民に危険が及ぶ可能性があるときには、屋内避難を呼びかけるよう、国・県と連携し、噴火予報・警報等に留意していく。

土砂災害に対する警戒避難体制の整備	危機管理課、都市計画課、都市整備課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内で土砂災害警戒区域が41区域、土砂災害特別警戒区域が38区域が指定されており、急傾斜地の崩壊（傾斜のある土地が崩落する自然現象）に注意が必要である。 ○ 国・県と連携した変動予測調査の結果、把握した大規模盛土造成地について、調査結果を公表するなど、市民に情報提供を行う必要がある。
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災ハザードマップの土砂災害ハザード情報を引き続き周知し、危険箇所のパトロールや土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制を整備する。 ○ 災害時に関係機関等から情報を収集し、適時・適切な避難指示等を実施するため、避難指示等の発令の判断基準等を予め整理する。ただし、避難指示等の発令は、想定外の事態にも対応できるように総合的に判断する。 ○ 国・県と連携した変動予測調査の結果、把握した大規模盛土造成地について、調査結果を公表するなど、市民に情報提供を行う。

1-5) 大雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

大雪時における 的確な道路管理の推進	道路管理課
脆弱性評価結果	<p>○ 大雪時において、情報連絡や緊急確保路線、機械配置等の計画により、迅速かつ的確な道路管理を図る必要がある。また、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路警戒により、早期に交通路を確保する必要がある。</p>
施策推進方針	<p>○ 大雪時には、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を実施するとともに、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路警戒により早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との緊密な連携を図る。</p>

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

応急給水体制などの整備	危機管理課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給水拠点の確保のため医療施設、避難所等の重要施設への配水経路の優先的な耐震化を図る。速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制などの整備を進める必要がある。
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市防災計画による行政施設、医療施設、指定避難所等への配水経路について、計画的な耐震化を図る。各種危機管理マニュアルの見直しやスムーズな危機対応が図られるよう災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携に努める。

物資輸送ルートの確保	道路管理課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の落石等危険箇所の防災対策工事、橋りょうの耐震補強工事、道路や鉄道を跨ぐ各種施設、トンネルの長寿命化を推進する必要がある。
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の整備・維持管理、落石等危険箇所の防災対策工事、橋りょうの耐震補強工事、道路や鉄道を跨ぐ各種施設、トンネルの長寿命化を推進する。

食料等の備蓄	危機管理課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭及び地域における備蓄については、市民に対して1週間分の食料と飲料水の備蓄を推奨しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。 ○ 市における備蓄については、避難所等に備蓄を確保しているが、引き続き計画的な増備・更新を行う必要がある。
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭及び地域における備蓄については、市民に対して1週間分の食料と飲料水の備蓄を推奨しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。 ○ 市における備蓄については、ローリングストック方式で随時3日分の備蓄を確保しているが、引き続き計画的な更新を行う。

支援物資の供給等に係る 広域連携体制の整備	危機管理課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う必要がある。 ○ 大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、県内外の市町等との相互応援協定を締結しているが、実効性の面に課題がある。このため、他市町等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」を策定する必要がある。 ○ 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ拠点について、整備を進める必要がある。
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。 ○ 大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、県内外の市町等との相互応援協定を締結しているが、実効性を確保するため、他市町等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める。 ○ 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ拠点について整備を進める。

2-2) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

自衛隊との連携強化		危機管理課
脆弱性評価結果	○ 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。	
施策推進方針	○ 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。	

警察との連携強化		危機管理課
脆弱性評価結果	○ 災害時における治安悪化や交通事故の多発等を防止する必要がある。	
施策推進方針	○ 市民に対する適切かつ迅速な情報発信、警察等関係機関との連携を進め、防犯・交通安全意識の向上や犯罪に強いまちを目指す取組を推進していく。	

消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進		消防総務課
脆弱性評価結果	○ 災害時に防災拠点となる消防関係施設（消防団車庫を含む）は新耐震基準をクリアしているが、一部施設は浸水想定区域内に位置していることから、大規模災害時の確実な機能維持を図るため、より一層の耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した消防関係施設の計画的な更新が必要である。	
施策推進方針	○ 災害時に防災拠点となる消防関係施設の、より一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設については計画的に改修や建替えを行い、機能維持を図る。	

消防職員の災害対応能力の向上		消防総務課
脆弱性評価結果	○ 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、緊急消防援助隊受援計画に基づき、災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を継続的に図る必要がある。	
施策推進方針	○ 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、「神奈川県下消防相互応援協定」、「緊急消防援助隊に係る応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」等に基づき、広域的な災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の継続充実を図る。	

消防職員の人員確保・車両 及び装備資機材等の充実強化		消防総務課、消防署
脆弱性 評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害発生時の広範多岐にわたる消防活動を円滑に実施するため、車両及び装備資機材の整備強化を図る必要がある。 ○ 大規模災害発生時には同時多発的に災害対応を行う必要があることから、消防団員の人員確保や車両及び装備資機材の整備強化を図る必要がある。 	
施策 推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防車両及び装備資機材の計画的な更新 ○ 消防団員の確保及び老朽化した車両及び装備資機材等の計画的な整備を図る。 ○ 「緊急消防援助隊に係る応援等実施計画」に基づき、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用した緊急消防援助隊登録車両の計画的な更新 	

2-3) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

帰宅困難者対策の推進	危機管理課
脆弱性評価結果	<p>○ 大規模災害の発生により道路や鉄道などの交通網が途絶した場合、多数の帰宅困難者が発生する恐れがあるため、交通関係機関などと協力した帰宅困難者対策を推進するとともに、市民や事業者に対して一斉帰宅の抑制と、それを可能にする職場での備蓄などに対する啓発を行う必要がある。</p>
施策推進方針	<p>○ 帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であるため、むやみに移動を開始しないという基本原則の徹底を図るとともに、企業等における従業員等の施設内待機やそのための備蓄の推進、家族等との安否確認手段の確保等の啓発を行う。</p>

2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

応援体制の強化		危機管理課、健康づくり推進課
脆弱性評価結果	○ 大規模災害により甚大な被害が発生し、本市だけでは対応できない場合を想定し、迅速に他自治体等に支援を要請し、円滑に応援を受け入れることができる体制を整備することが必要である。一方、本市が被災自治体を支援する側となって、支援要請に応じて活動を行うことも想定されることから、受援・応援を円滑に行うことが必要である。	
施策推進方針	○ 広域的な受援・応援を円滑に行うため、平常時から他自治体等との相互応援協定の締結や情報交換等による連携の強化を図る。	

緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保		危機管理課、健康づくり推進課、消防総務課
脆弱性評価結果	○ 大規模災害時に、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、燃料の確保対策を進める必要がある。	
施策推進方針	○ 大規模災害時に、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、協定締結先との連携強化を図るとともに、多様な燃料の確保について調査を行う。	

2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

避難所生活での感染症の流行等や エコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進	危機管理課、 健康づくり推進課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ トイレ等の住環境の悪化による 避難所での感染症の流行や、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。 ○ 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分するなど、生活空間の衛生確保に関する公衆衛生活動を避難所開設後に行う。 ○ 災害時の感染症の拡大防止を図るため、消毒ポイントの設置及び消毒ポイントにおける消毒作業を円滑に実施するため、感染症を担当する保健所との連携を図る。 ○ トイレ等の住環境の悪化による避難所での感染症の流行や、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。

災害対応時の感染防止		危機管理課、健康づくり推進課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症まん延時における災害対応を想定し、災害対策本部など人が密集することが想定される防災拠点において三つの密（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けるための空間の確保や運用方法の検討を行うことが必要である。 	
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症まん延時における災害対応を想定した災害対策本部の会場設営・運用に関する訓練を実施する。 	

自宅療養者、濃厚接触者の避難対策の検討		危機管理課、健康づくり推進課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症まん延時における自宅療養者や濃厚接触者の被災・避難に備え、避難対策の検討が必要である。 	
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症まん延時における自宅療養者や濃厚接触者の被災・避難のため、平時から県の健康医療部局や保健所等の関係機関と連絡体制を構築しておく。 	

災害時保健活動及び DHEAT受援体制の整備		健康づくり推進課
脆弱性評価結果	○ 被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援体制を構築する必要がある。	
施策推進方針	○ 被災地や避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケアなどの保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援体制を構築する。	

床上浸水等による衛生環境の 悪化への対策		健康づくり推進課
脆弱性評価結果	○ 災害により床上浸水等が発生した場合、衛生環境の悪化から感染症等が大規模に発生する危険性がある。衛生環境の確保のためには、防疫活動に必要な薬剤や衛生機材の計画的な備蓄、人員の養成等、体制の強化が必要である。また、住民自らも衛生環境の確保に取り組めるよう支援していく必要がある。	
施策推進方針	○ 災害により床上浸水等が発生した場合、衛生環境の悪化から感染症等が大規模に発生する危険性がある。衛生環境の確保のためには、防疫活動に必要な薬剤や衛生機材の計画的な備蓄、人員の養成等、体制を強化する。また、住民自らも衛生環境の確保に取り組めるよう支援していく。	

2-6) 劣悪な避難生活環境、被災者の健康管理の不全による、多数の死者・病死者の発生

避難所における電源対策		危機管理課
脆弱性評価結果	○ 長期間の停電が発生した際においても避難所の機能、生活環境や情報収集手段が維持できるようにする必要がある。	
施策推進方針	○ 電力の供給途絶に対応するための非常用発電機等の整備と燃料の備蓄を継続的に実施及び適切な維持・管理の推進を図るとともに自立・分散型エネルギーの導入等によるエネルギー供給源の多様化・分散化等の取組みの推進を検討する。	

在宅・縁故避難の誘導強化		危機管理課
脆弱性評価結果	○ 避難所の過密化によって収容できない人の発生や物資の不足等が起きないように、また、避難所における感染症の拡大を防ぐため、避難所以外への避難も推進する必要がある。	
施策推進方針	○ 住民等が予め別の避難先（在宅避難、親族知人宅又は宿泊施設への避難、車中泊避難等）を考えておく「分散避難」の普及・啓発等に努める。	

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

地域防犯活動の推進		危機管理課
脆弱性評価結果	○ 大規模市民の身近で発生している街頭犯罪の未然防止及び犯罪に対する抑止力の強化を図るため、児童・生徒の登下校時の見守り活動や防犯パトロールなどの自主防犯活動を推進する必要がある。	
施策推進方針	○ 市民安全指導員（防犯パトロール隊）によるパトロールを実施するとともに、地域の目が一番の防犯対策となることから地域において青色回転灯搭載車（青パト）を運用して自主防犯活動を実施する団体に対して補助を行い、地域の自主防犯活動の強化を図る。	

地方行政機関等の職員・施設等の被災による治安維持機能低下の回避		危機管理課
脆弱性評価結果	○ 大規模災害発生後、地方行政機関等の職員・施設等が被災し、治安維持機能が低下する恐れがある。	
施策推進方針	○ 治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等（消防等含む。）の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する。	

道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等		市民活動推進課
脆弱性評価結果	○ 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発、渋滞の発生等が懸念される。	
施策推進方針	○ 災害発生時の応急対策について、警察と連携し迅速な対応が出来るように連絡体制を強化する。	

防犯カメラの設置		危機管理課
脆弱性評価結果	○ 地震等の有事の際、警察等治安維持機能の低下により、犯罪抑止力が手薄になる懸念がある。	
施策推進方針	○ 地域内での犯罪抑止効果を高め、地域の防犯に資するため、防犯カメラを設置する。	

3-2) 首都圏等での中央官庁機能の機能不全

行政機関内の情報連絡体制の確保	危機管理課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能せず、行政機関内の情報連絡が滞る恐れがある。
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信網の適正な維持管理を県に求めていく。

3-3) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

受援体制の構築	危機管理課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時に、本市だけでは十分な応急対策を実施できなくなる恐れがある。 ○ 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、県及び県内市町村並びに県外の4市と相互応援協定を締結している。
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体間で締結している大規模災害時の相互応援協定を実効性のあるものとするため、他市町の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める。

代替庁舎の確保	危機管理課、公共資産課、 消防総務課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害により、庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、代替施設の確保に努めるとともに、災害対策本部機能の移転訓練を行う必要がある。
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害に市庁舎が使用不能となった事態に備え、代替設置場所である消防本部における災害対策本部設置訓練に取り組む。

災害対応の長期化に備えた職員へのケア体制		職員課
脆弱性評価結果	○ 大規模災害が発生した場合、自治体職員は災害対応業務に従事することになり、平時とは異なる業務内容、職場環境、長時間の勤務等により、大きなストレスを受け、健康に支障をきたすことも予想される。	
施策推進方針	○ 災害時の職員の長時間勤務やストレスを軽減するよう、健康管理や勤務管理のルールを作成するなど、職員に対する必要な配慮をまとめる。また、ルールに基づく具体的な勤務管理の方法を検討・検証する。	

業務継続に必要な体制の整備		危機管理課
脆弱性評価結果	○ 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に綾瀬市地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「綾瀬市業務継続計画」の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進めていく必要がある。	
施策推進方針	○ 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に綾瀬市地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「綾瀬市業務継続計画」の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進める。	

職員参集メールの利用促進	危機管理課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の状況を正確かつ迅速に把握する必要があるため、職員参集メールを適切に活用する必要がある。
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員参集メールを活用するとともに、参集訓練を実施するなど、職員の早期参集体制を確立するための対策を拡充させていく。

ICT部門における業務継続体制の整備	危機管理課、情報政策課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのICT-BCP(情報システムの業務継続計画)を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う必要がある。 ○ 庁舎は自家発電によるネットワークおよびサーバー電源の確保が可能となっている。また端末側も無線ネットワークとノート型PCで運用していることから、停電時にもICTを利用した業務継続が可能となっている。こういった設備を災害時にも活用できるよう、緊急時運用の定期的な訓練等を実施していく必要がある。
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのICT-BCP(情報システムの業務継続計画)を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。 ○ 災害時のシステム不稼働というリスクを減らすため、引き続きガバメントクラウドの導入やデータセンターの活用などを検討していく。 ○ 庁舎は自家発電によるネットワークおよびサーバー電源の確保が可能となっている。また端末側も無線ネットワークとノート型PCで運用していることから、停電時にもICTを利用した業務継続が可能となっている。こういった設備を災害時にも活用できるよう、緊急時運用の定期的な訓練等を実施していく。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

情報通信システムの電源途絶に対する対応検討		危機管理課
脆弱性評価結果	○ 災害により電力供給が停止した場合、情報通信システムの電源が途絶する恐れがある。	
施策推進方針	○ 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備状況の把握に努める。	

防災関係機関の情報通信手段の多様化等		危機管理課
脆弱性評価結果	○ 大規模災害発生時、通信事業者回線が機能しない場合、防災関係機関と必要な情報通信ができなくなる恐れがある。	
施策推進方針	○ 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークの適正な更新計画を県に求めている。	

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

市民への情報伝達		秘書広報課、危機管理課
脆弱性評価結果	○ テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メールの活用を促進する必要がある。また、市ホームページやSNS等の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る必要がある。	
施策推進方針	○ テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メールの活用を促進する。また、市ホームページやSNS等の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。	

情報通信インフラの整備		危機管理課
脆弱性評価結果	○ 大規模災害時、住民等へ災害情報や支援情報を迅速かつ的確に届ける必要がある。 ○ 情報通信に係る施設・設備等の被災又は停電による電源の途絶等の恐れがある。	
施策推進方針	○ 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等におけるBCP（業務継続計画）や災害対応マニュアルの策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する。	

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

防災教育の充実		危機管理課、教育委員会
脆弱性評価結果	○ 地域や事業所における防災意識の向上のため、防災訓練、出前講座及びホームページなどで防災教育や自助・共助意識等の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き、啓発内容の充実等を図る必要がある。	
施策推進方針	○ 地域や事業所における防災意識の向上のため、防災訓練、出前講座及びホームページなどで防災教育や自助・共助意識等の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き、啓発内容の充実等を図る。	

避難所における電源対策（再掲）		危機管理課
脆弱性評価結果	○ 長期間の停電が発生した際においても避難所の機能、生活環境や情報収集手段が維持できるようにする必要がある。	
施策推進方針	○ 電力の供給途絶に対応するための非常用発電機等の整備と燃料の備蓄を継続的に実施及び適切な維持・管理の推進を図るとともに、自立・分散型エネルギーの導入等によるエネルギー供給源の多様化・分散化等の取組の推進を検討する。	

情報発信や案内看板等の多言語化		市民活動推進課
脆弱性評価結果	○ 平時からの防災情報並びに災害時の災害情報や支援情報が被災した外国人市民等に十分に行き届かない恐れがある。	
施策推進方針	○ 外国人市民等への案内・防災情報の提供を十分に実施するため、デジタルサイネージなどで広範囲に広報を行うとともに、情報発信や案内看板等の多言語化を進める。	

要配慮者対策の推進		危機管理課、福祉総務課
脆弱性評価結果	○ 高齢者、障がい者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者について、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿の作成・共有化や、個別計画（避難支援計画）の作成、住民参加による防災訓練など、平時からの対策の推進が求められる。	
施策推進方針	○ 避難所における要配慮者への配慮について、避難所運営マニュアルに記載するとともに、平時から地域住民と訓練を実施し、適切な支援が実施されるように努める。 ○ 二次避難所の施設では対応困難な場合を想定し、設備・体制が整った民間の社会福祉施設等と連携し、福祉避難所として受入れに関する協定を締結して要配慮者の支援体制強化に努める。	

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

中小企業の強靱化		商業観光課 工業振興企業誘致課
脆弱性評価結果	○ 大規模災害が発生した場合、個々の事業者の経営だけでなく、地域経済及びサプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼす恐れがある。	
施策推進方針	○ 中小企業の自然災害に対する事前対策、防災・減災対策を促進するため令和元年7月16日に施行された「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」（中小企業強靱化法）に基づいた事業継続力強化計画について、関係団体と連携しながら策定を促す仕組みを検討し、中小企業の事業継続力の強化を支援していく。	

企業等の事業継続計画（BCP）の策定促進		工業振興企業誘致課
脆弱性評価結果	○ 災害が発生した際に、企業が事業活動を中断した場合、被災者支援、地域経済の停滞、あるいは広域的なサプライチェーンの混乱をもたらす恐れがある。	
施策推進方針	○ 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、市内企業におけるBCP策定を促進する。	

道路機能の維持管理		道路管理課
脆弱性評価結果	○ 道路被害・渋滞等による道路交通網の分断により、救急活動や物資等の緊急輸送を実施できない事態や、市民生活への影響等が懸念される。	
施策推進方針	○ 災害時においても緊急輸送路の通行機能を確保するため、沿道建築物の耐震化に向けた取組や、橋りょう等の耐震補強、路面下空洞調査等を実施していく。	

リスク分散を重視した企業誘致等の推進		工業振興企業誘致課
脆弱性評価結果	○ 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本市への移転、誘致に向けた取組みを推進する必要がある。	
施策推進方針	○ 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本市への移転、誘致に向けた取組みを推進する。	

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

エネルギー供給事業者等との 連絡強化	危機管理課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時に、エネルギー供給が長期的に途絶する恐れがある。
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と市との連絡体制を強化する。

5-3) 市の基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進		道路管理課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋りょうの耐震化についても、緊急輸送道路等の橋りょうを中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。 ○ 橋りょうをはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。 	
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋りょうの耐震化についても、緊急輸送道路等の橋りょうを中心に計画的に対策工事を実施する。 ○ 橋りょうをはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。 	

高速道路及びアクセス道路等の整備		道路管理課、道路整備課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や綾瀬スマートインターチェンジについて、災害時においても機能の確保が必要である。 	
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や綾瀬スマートインターチェンジについて、災害時においても適切な維持管理を継続する。 ○ 綾瀬スマートインターチェンジが接続する県道42号の西側を補完する地区幹線道路（市道325号線）の整備を推進する。 	

5-4) 食料等の安定供給の停滞

食料生産基盤の整備		農業振興課
脆弱性評価結果	○ 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する必要がある。	
施策推進方針	○ 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。	

被災農業者への金融支援		農業振興課
脆弱性評価結果	○ 被災した農業者が、事業の継続・復旧再建に必要な資金を用意できず、事業の中断を余儀なくされる恐れがある。	
施策推進方針	○ 農業者が速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度の選択に係る情報提供や融資手続きの迅速化を図るよう努める。	

緊急物資の輸送体制の構築		危機管理課
脆弱性評価結果	○ 大規模災害が発生した場合において、緊急に必要な食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、国・県等から輸送される物資の受入れ先を構築する必要がある。	
施策推進方針	○ 緊急物資の集積拠点の整備や協定により利用可能な施設を確保するのに努めるとともに、平時から災害物資の集積拠点の管理・運営や受入・輸送に係る事業者等との協力体制の構築を図る。	

農業水利施設の長寿命化・防災減災		農業振興課
脆弱性評価結果	○ 農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の定価といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害による農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、老朽化した施設の更新を進める必要がある。	
施策推進方針	○ 災害時に機能停止に陥らないよう、農業水利施設において、致命的な劣化状況になる前に、施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、計画的に適切な補修・改築等の対策を実施し、施設の長寿命化を図る。	

5-5) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

節水型都市づくりの推進	危機管理課
脆弱性評価結果	<p>○ 渇水に強い都市にするために、水の合理的使用を促進する節水型都市づくりに取り組む必要がある</p>
施策推進方針	<p>○ 渇水に強い都市にするため、住民に必要な水を確保しつつ、漏水防止対策、水の循環利用、雨水浸透施設を活用した地下水の保全や流出抑制、雨水貯留施設を設置した雨水利用の推進など、水の合理的使用を促進する節水型都市づくりに取り組む。</p>

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

再生可能エネルギーの導入拡大	公共資産課、環境保全課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災前（平成22年度）において、県内発電所の供給電力量は県内消費電力量比で約6割となっており、残りの4割は県外からの融通電力になっている。（平成25年度：県内約8割、県外約2割） ○ 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するためには、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、風力発電やメガソーラーなど大規模事業の展開促進によりエネルギー供給量の確保を図る必要がある。災害リスクに対応し、エネルギーの安定した供給基盤を構築していくためには、風力や太陽光、バイオマス、中小水力などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制（エリア供給システム）を整備するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進していく必要がある。
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 太陽光やバイオマス、小水力などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制（エリア供給システム）の整備を支援するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

災害対策上重要な車両等や施設に供給する燃料の確保	危機管理課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時に、災害対策上重要な車両等や施設等に必要となる燃料が確保できず、人命救助その他の応急対策に支障をもたらす恐れがある。
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時に、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、協定締結先との連携強化を図るとともに、多様な燃料の確保について調査を図る。

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

水道施設の耐震化・老朽化対策の推進		危機管理課
脆弱性評価結果	○ 令和元年度末時点における神奈川県 <small>の</small> 基幹的な水道管のうち耐震性のある管路の割合は72.3%と、全国平均の40.92%を上回っているものの、引き続き施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める必要がある。	
施策推進方針	○ 水道管路のすべてを耐震化するには長期間を要するため、給水区域内の重要な管路をあらかじめ設定し、優先的に耐震化することで、地震等発生時の復旧対応の充実を図るよう、県に求めている。	

災害時の応急給水体制などの整備		危機管理課
脆弱性評価結果	○ 給水拠点の確保のための防災拠点、医療施設、避難所等の重要施設へ配水経路の優先的な耐震化を図る。速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制などの整備を進める必要がある。	
施策推進方針	○ 防災拠点、医療施設、指定避難所等への配水経路について、計画的な耐震化を図る。各種危機管理マニュアルの見直しやスムーズな危機対応が図られるよう災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携に努める。	

農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進	農業振興課
脆弱性評価結果	<p>○ 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する必要がある。</p>
施策推進方針	<p>○ 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。</p>

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

下水道施設の耐震化等の推進		下水道課	
脆弱性評価結果	○ 緊急輸送道路下に埋設したマンホールの浮上防止や污水管きよの耐震化など、下水道施設の耐震化を進める必要がある。		
	施策推進方針	○ 「防災(耐震化)」「減災(被害の最小化)」「被災時の業務継続性確保(BCP)」の3つの視点を持った総合的な地震対策に取り組む。	
対象事業			
事業名		事業期間(年度)	全体事業費
管きよ施設耐震対策		R03～R07	200,000 千円

農業排水施設の機能保持・老朽化対策の促進		農業振興課	
脆弱性評価結果	○ 被災した場合に影響が大きい基幹的農業水利施設の損壊等による被害を防止するため、老朽化対策や耐震化等の対策を推進する必要がある。		
	施策推進方針	○ 農業水利施設の損壊等による被害を防止するため、老朽化対策や耐震化等の対策を着実に推進する。	

終末処理場の機能保持・ 老朽化対策の促進		下水道課	
脆弱性 評価結果	○ 終末処理場は、状態監視保全等による適切な維持管理を行うとともに、ストックマネジメント計画等に基づき、老朽化対策として施設の改築・更新を着実に進める必要がある。また、非常用エンジンや自家発電機の設置を進め、耐震・耐水化を含む災害時の処理機能の保持に努める必要がある。		
	施策 推進 方針	○ ポンプ施設・処理施設は、非常用エンジンや自家発電機の設置を図る。老朽化対策を着実に進める。耐震・耐水化を含む災害時の処理機能の保持に努める。また、施設の統廃合を着実に進める。	
対象事業			
事業名		事業期間(年度)	全体事業費
終末処理場ストックマネジメント		R03～R07	2,200,000 千円

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進（再掲）		道路管理課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋りょうの耐震化についても、緊急輸送道路等の橋りょうを中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。 ○ 橋りょうをはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。 	
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋りょうの耐震化についても、緊急輸送道路等の橋りょうを中心に計画的に対策工事を実施する。 ○ 橋りょうをはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。 	

路線バス等地域公共交通の確保		都市整備課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど、臨機応変な運行を行い地域公共交通の確保を図る必要がある。 	
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど臨機応変な運行を行い地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。 	

6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

ライフラインの早期復旧の促進	危機管理課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害が発生した場合、電気・上下水道・ガス・燃料・交通ネットワークなどライフラインの早期の復旧は困難であり市民生活に支障をきたすため、代替するものが必要である。
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自宅等が被災し生活が困難となった場合、被災者の生活を確保するために避難所が必要であり、避難所で発電機や飲料水等の生活するための物品整備が必要であることから、避難施設及び物品の整備を推進する。 ○ 民間企業との協定を締結し、避難所の代替施設や避難所で必要な物品を確保できるように連携を図る。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) 市街地での大規模火災の発生

自主防災組織の育成強化	危機管理課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none">○ 災害による被害を最小限にとどめ、また、適切な避難生活を確保するためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠である。
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none">○ 地域防災活動の充実を図るため、その重要な役割を担う自主防災組織について、更なる活性化を促進する。○ 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。

7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次災害の発生

緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化の促進（再掲）	都市計画課
脆弱性評価結果	<p>○ 地震により、緊急輸送道路等防災上重要な道路に接する建築物が倒壊した場合、広域的な避難や救急・消防活動に大きな支障をきたし、緊急物資の輸送や、復旧・復興活動を困難にさせることが懸念されるため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。</p>
施策推進方針	<p>○ 緊急輸送道路等の沿道建築物について、綾瀬市耐震改修促進計画において、耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく耐震化努力義務を位置づけた路線に接する昭和56年5月31日以前に建築された建築物について、耐震診断費用の一部を補助する沿道建築物耐震診断補助事業を実施するとともに、耐震化に関する啓発活動や情報提供を行い、耐震化促進に努める。</p>

7-3) 有害物質の大規模拡散・流出

有害物質の拡散・流出防止対策の推進		危機管理課、環境保全課、予防課
脆弱性評価結果	○ 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る必要がある。	
施策推進方針	○ 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図るとともに、緊急時の訓練、資機材の整備や関係機関との連絡体制の確保など安全対策の強化を図る。	

危険物施設の耐震化の促進		危機管理課、予防課
脆弱性評価結果	○ 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の危険物施設の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する必要がある。	
施策推進方針	○ 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進するとともに、予防規程等に基づき、危険物の漏えい等の防災に関する教育・訓練や資機材の整備など保安体制の強化を促進する。	

有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施		消防署
脆弱性評価結果	○ 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る必要がある。	
施策推進方針	○ 各種訓練への参加など化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る。	

放射線モニタリングの実施		危機管理課、環境保全課
脆弱性評価結果	○ 近隣の原子力発電所において新たな事故等が発生した場合、市民等に情報提供を行うため、迅速にモニタリングを実施する必要がある。	
施策推進方針	○ 近隣の原子力発電所において新たな事故等が発生した場合、市民等に情報提供を行うため、県及び関係機関と連携して迅速にモニタリングを実施する。	

7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

農地・農業用施設等の保全管理の推進		農業振興課
脆弱性評価結果	○ 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する必要がある。	
施策推進方針	○ 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。	

耕作放棄地の発生防止と再生		農業振興課
脆弱性評価結果	○ 農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させる。	
施策推進方針	○ 災害による被害の抑制に向け、農地保全に係る基礎的な保全活動、地域資源の質的向上を図る共同活動、営農継続に係る共同施設の長寿命化等を促進し、優良農地の確保や地域の営農継続等を図る。	

農業用水道の保全管理		農業振興課
脆弱性評価結果	○ 農業用水道については、今後老朽化が進むことが想定される。	
施策推進方針	○ 農業用水道について、安定的な水の供給のために老朽化対策及び計画的な設備の更新を図る。	

鳥獣被害防止対策の推進		農業振興課
脆弱性評価結果	○ 鳥獣による農林業被害により農地等の多面的機能の低下が想定されるため、各地域において、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。	
施策推進方針	○ 農地等の多面的機能を維持するため、各地域において、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の3つを柱としたソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。	

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

綾瀬市災害廃棄物処理計画の策定、見直し	リサイクルプラザ
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「綾瀬市災害廃棄物処理計画」により、災害廃棄物の処理体制の構築を図る必要がある。
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な災害が発生した際に、災害廃棄物を適正・円滑・迅速に処理し、被災した市民の生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止を図りながら復旧・復興に資することを目的に策定した「綾瀬市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理体制の構築を図る。計画の実効性を確保するため、定期的な見直しを行い、持続的な計画とする。

8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害・復興ボランティアの受入体制の確立		福祉総務課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する必要がある。 ○ 災害ボランティアセンター運営については市より設置要請を受けた社会福祉協議会が中心となって対応することとなっているが、市と社協の連携体制が不十分なため、NPOやボランティアの受入体制に支障をきたす恐れがあるので、受入体制を整備する必要がある。 	
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、市と社会福祉協議会の連携を充実し活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。 	

災害対応に不可欠な建設業との連携		危機管理課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る必要がある。 	
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。 	

復旧・復興を担う人材の育成	道路管理課
脆弱性評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）を育成するため、各種建設関係団体と行政が連携した取組みを行う必要がある。 ○ 県内の建設業就業者数のうち、29歳以下の就業者は29,598人（R2国勢調査）と、H22国勢調査時の31,224人から減少しており、災害時に道路啓開等を担う建設業界において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る必要がある。
施策推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援を行う。 ○ 近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る。

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

地域コミュニティの維持	市民活動推進課
脆弱性評価結果	<p>○ 大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講じることが不可欠となる。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展等により、今後その維持が困難となることが懸念されることから、平時から活力ある地域づくりを促進する必要がある。</p>
施策推進方針	<p>○ 大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、住民が主体となった地域課題解決に向けた取組みの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組みを通して、平時から住民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。</p>

文化財の防災対策の推進	生涯学習課
脆弱性評価結果	<p>○ 大規模災害により施設等の文化財が破損した場合、修復などをする必要がある。</p>
施策推進方針	<p>○ 被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所、破損した収蔵品の修復など、補修計画を策定する。</p>

8-4) 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

高速道路及びアクセス道路等の整備 (再掲)		道路管理課、道路整備課
脆弱性評価結果	○ 被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や綾瀬スマートインターチェンジについて、災害時においても機能の確保が必要である。	
施策推進方針	○ 被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や綾瀬スマートインターチェンジについて、災害時においても適切な維持管理を継続する。 ○ 綾瀬スマートインターチェンジが接続する県道42号の西側を補完する地区幹線道路(市道325号線)の整備を推進する。	

緊急輸送道路等の確保		道路管理課、道路整備課
脆弱性評価結果	○ 被災時において、医療施設及び関係者の支援ルート確保のため、緊急輸送道路等の落石等危険箇所の防災対策工事、橋りょうの耐震補強工事、道路や鉄道を跨ぐ各種施設、トンネルの長寿命化を推進する必要がある。	
施策推進方針	○ 被災時において、道路等の損壊により復旧・復興が大幅に遅れることを防ぐため、緊急輸送道路等の落石等危険箇所の防災対策工事、橋りょうの耐震補強工事、道路や鉄道を跨ぐ各種施設、トンネルの長寿命化を推進する。	

迅速な復興に資する地籍調査の推進	道路管理課
脆弱性評価結果	<p>○ 土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものである。進捗率は19.24%（R3）と県（14.61%）よりは高いが、計画的に推進する必要がある。</p>
施策推進方針	<p>○ 土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであるため、計画的に推進する。</p>